

# 入札公告

次のとおり総合評価落札方式による一般競争入札に付します。

令和7年3月24日

独立行政法人農畜産業振興機構

契約事務責任者 理事 得田 啓史

## 記

### 1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 砂糖・でん粉業務システムの改修業務
- (2) 仕様 入札説明書のとおり
- (3) 履行期限 令和8年3月6日(金)
- (4) 納入場所 独立行政法人農畜産業振興機構
- (5) 入札方法 本件は、入札書及び提案書等の提出をもって入札させ、価格(入札金額)と価格以外の要素(提案内容)の総合評価値が最も高い者を落札者とする一般競争入札(総合評価落札方式)による。

入札金額は、消費税及び地方消費税を含まない額を記載する。

### 2 競争参加資格

次の要件をいずれも満たす者とする。

- (1) 「競争参加資格審査等事務取扱要領」(平成15年10月1日付け15農畜機第152号-4)第6条及び第7条に該当しない者であること。

※「競争参加資格審査等事務取扱要領」(抜粋)

(有資格者とししない者)

第6条 契約事務責任者は、契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第32条第1項各号に該当する者を有資格者にししないものとする。

(有資格者としないことができる者)

第7条 契約事務責任者は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後3年間に有資格者として使用することができるものとする。これを代理人・支配人として使用するものについても同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関し不正の行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な事由がなくて契約を履行しなかった者
- (6) 資格審査申請書その他の資格審査に必要な書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (7) 資格審査の申請の時期の直前1年における法人税若しくは所得税又は事業税であって納期の到来したものを当該申請の時までに納付していない者
- (8) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人・支配人その他の使用人として使用した者
- (9) その他有資格者と認められない相当な事由がある者

2 前項の規定にかかわらず、契約に係る指名停止等の措置基準(23農畜機第2236号。)の定めるところにより、有資格者を一定期間機構の契約に係る競争に参加させないことができるものとする。

(2) 入札説明書の交付を受けた者であること。

(3) 入札説明書に示す内容を理解できること。

入札書及び提案書等の提出期限前日まで、当機構内に限りシステム概要設計書、詳細設計書及びシステム保守・運用支援報告書等の閲覧を許可する。内容の説明は行わない。また、機構職員立ち会いのもと、システムの操作を許可する。

(4) 最新の「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」に準拠して業務を行うこと。

(5) 契約候補者として特定された場合、契約時に機密保持契約書を締結できるものであること。

(6) この一般競争に参加する者は、入札説明書に記載された業務を実施できることが可能であると認められる書類として、次について入札書及び提案書とともに提出すること。

① 入札時において、令和7・8・9年度全省庁統一資格における役務等の「情報処理」及び「ソフトウェア開発」又は令和7・8・9年度独立

行政法人農畜産業振興機構競争参加資格における役務等の「情報処理」及び「ソフトウェア開発」の双方で「C」以上に格付けされ登録された者であることが確認できる資料

- ② 「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」に基づいたシステムの開発若しくは保守の実績を有するか若しくは同基準相当以上のセキュリティ対策基準に基づいたシステムの開発若しくは保守の実績を有することを確認できる資料又は情報セキュリティ実施基準である「ISO/IEC27001」の認証を有していることを確認できる資料
- ③ プロジェクト体制においてプロジェクトマネージャの役割を担う者は、経済産業省が実施する情報処理技術者試験のプロジェクトマネージャ試験資格取得者又はプロジェクトマネジメント協会（PMI）が実施するPMP 資格認定試験資格取得者のいずれかであること。
- ④ その他（会社案内等）

### 3 入札説明書の交付期間及び場所

- (1) 期 間 入札公告をした日から令和7年4月25日（金）まで  
（ただし、土日祝日を除く10時から17時まで）
- (2) 交付方法 交付を希望する者は、11の担当者にメールにて連絡すること。入札説明書は原則メールで送付するが、郵送での交付を希望する場合、「郵送希望」と11の担当者に伝えること。  
（注）本件の対面による資料交付は行わない。

### 4 入札説明会 開催しない。

### 5 入札書及び提案書等の提出

- (1) 提出期限 令和7年5月12日（月）正午必着
- (2) 提出方法

入札への参加を希望する者は、入札説明書に定める提案書等提出書類を（1）の提出期限までに、書留等の配達記録が残る引き取り事業者において記録される方法により提出すること。その際、11の担当者あてに必ず事前に電話連絡すること。

※入札書については、開札に立ち会わない場合は、初度入札の入札書在中の封筒に「1回」と、再度入札以降の入札書在中の封筒に「2回」「3回」等とそれぞれ記載すること。

- (3) 提案書取扱者

独立行政法人農畜産業振興機構 特産調整部 有木、平尾

注：匿名により評価するため、提案書等の副本は、応札者の名称や氏名が分かる（担当者の氏名、企業ロゴ等応札者の名称や氏名が事実上分かるものを含む。）箇所を全てマスキングすること。マスキングを行っていない箇所を見つけた場合は、当該応札者に通知の上、提案書取扱者がマスキングを行う。（電子データによる提出の場合も同様とする。）

なお、マスキングが必要な提案書等の部数については、入札説明書内の提案依頼書のとおり。

## 6 提案説明会

(1) 対面又はリモート機能を用いて開催することとし、その詳細については5の(1)の期日までに提案書等の提出があった者と協議の上、決定する。提案説明会におけるプレゼンテーションの時間についても、各入札者と協議の上、前日までにメールにて通知する。

(2) 日時 令和7年5月15日(木)又は16日(金)

10時から12時(予定)

(3) 必要な機器の準備 Web会議に必要な機器(Webカメラ・ヘッドセット・マイク)の準備について、機構側は機構が用意するので、提案者側は各社で用意すること。

## 7 技術審査委員会の実施日時及び場所

(1) 日時 上記6の提案説明会の終了後

(2) 技術審査委員会の開催

すべての入札参加者の提案説明会終了後、機構役職員等で構成する技術審査委員会を開催し、8に記載する方法により総合評価を行う。

## 8 提案書の審査

入札者が提出した提案書等は、評価項目一覧(提案要求事項)に記載している評価基準に基づき審査し、点数を決定する。

なお、評価項目のうち必須項目について、基礎点に満たなければ不合格とする。

## 9 開札日時及び場所等

(1) 日時 令和7年5月16日(金) 13時

(2) 場所 東京都港区麻布台二丁目2番1号 麻布台ビル

独立行政法人農畜産業振興機構 北館6階小会議室

開札後、総合評価点の計算等を行うため、落札者の決定まで時間を要する。

## 10 落札者の決定

総合評価落札方式による評価方式とする。

## 1.1 提出先・問い合わせ先

〒106-8635

東京都港区麻布台二丁目2番1号 麻布台ビル北館4階

独立行政法人農畜産業振興機構 特産調整部

有木、平尾

電話番号 03(3583)8775

Email alic-sugar01(アットマーク)alic.go.jp / alic-chosei01(アットマーク)alic.go.jp  
(アットマークは@に置き換えること)

※問い合わせは、電子メールのみとし、メールの件名に「砂糖・でん粉業務システムの改修業務に関する件」と記載すること。また、メッセージ内容の最後に、社名、連絡先、質問者名を明記し、必ず上記の全メールアドレスに送付すること。

※上記の質問に対する回答は、随時メールにより行うとともに、その回答書は、当該回答を行った日までに入札関係資料を交付したすべての者にメールにて送付する。

## 1.2 独立行政法人が行う契約に係る公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係性を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところ。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表するため、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行うこと。

なお、本件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとする。

### (1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること。
- ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること。

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当機構OB)の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨  
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当機構に提供する情報

- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報(人数、現在の職名及び当機構における最終職名等)
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内

1.3 その他

(1) 入札及び契約手続き等に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

(4) 契約書の作成の要否

要

(5) 入札参加者は、2(6)の提出書類について、開札日の前日までの間に機構担当者から当該書類に対し説明を求められた場合は、それに応じること。

(6) 詳細は入札説明書による。